

# 福岡県公報

平成20年1月18日  
第2774号  
増刊 ②

## 目次

告示(第76号)

平成19年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算 (財政課) ..... 1

## 告示

福岡県告示第76号

平成19年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成19年12月第4回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成20年1月18日

福岡県知事 麻生 渡

## 平成19年度福岡県一般会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,871千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,532,853,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

### （繰越明許費）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第4表繰越明許費」による。

平成19年12月20日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 地方特例交付金		5,039,274	△ 372,773	4,666,501
	1 地方特例交付金	2,372,730	△ 22,145	2,350,585
	2 特別交付金	2,666,544	△ 350,628	2,315,916
9 国庫支出金		177,879,815	44,784	177,924,599
	2 国庫補助金	79,276,417	44,784	79,321,201
12 繰入金		27,410,050	230,058	27,640,108
	1 特別会計繰入金	5,290,005	230,058	5,520,063
13 繰越金		1	139,989	139,990
	1 繰越金	1	139,989	139,990
14 諸収入		101,680,130	258,913	101,939,043
	5 受託事業収入	5,481,674	150,000	5,631,674
	8 雑収入	7,056,824	108,913	7,165,737

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県債		173,744,900	△ 170,100	173,574,800
	1 県債	173,744,900	△ 170,100	173,574,800
歳入合計		<b>1,532,722,240</b>	<b>130,871</b>	<b>1,532,853,111</b>

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		67,906,092	101,374	68,007,466
	1 総務管理費	28,259,157	101,374	28,360,531
8 土木費		168,045,959	239,868	168,285,827
	2 道路橋りょう費	72,889,456	150,300	73,039,756
	3 河川海岸費	39,052,231	89,568	39,141,799
10 教育費		400,861,258	△ 245,836	400,615,422
	6 社会教育費	4,966,952	△ 245,836	4,721,116
11 災害復旧費		2,824,989	35,465	2,860,454

	2 土木施設災害復旧費	1,634,858	35,465	1,670,323
歳	出	合	計	
		1,532,722,240	130,871	1,532,853,111

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額
道 路 特 別 補 修 費	平成20年度		712,500千円
交 通 安 全 施 設 維 持 費	平成20年度		194,600千円
交 通 安 全 対 策 費	平成20年度		367,080千円
河 川 改 修 費	平成20年度		650,000千円
砂 防 事 業 費	平成20年度		107,000千円
海 岸 災 害 防 除 対 策 事 業 費	平成20年度		12,000千円
海 岸 整 備 事 業 費	平成20年度		30,000千円
街 路 関 連 道 路 整 備 事 業 費	平成20年度		40,000千円

## 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
道 路 改 築 費	平成20年度	76,000千円	平成20年度	1,281,000千円
橋 り よ う 架 換 費	平成20年度	235,000千円	平成20年度	940,000千円
九 州 歴 史 資 料 館 整 備 費	平成20年度	2,442,356千円	平成20年度から 平成21年度まで	2,687,624千円



第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
海岸事業費	600,400	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成19年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	640,700	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成19年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成20年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
教育施設整備事業費	9,502,500				9,256,700			
災害復旧事業費	620,500				655,900			
計	173,744,900				173,574,800			

第4表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 農地費	土地基盤整備事業費	19,320
		県営かんがい排水事業費	252,500
		県営中山間地域農村活性化総合整備事業	24,400
		農地環境整備事業費	48,800
	4 林業費	県代行林道開設費	39,300
		治山事業費	69,862
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路交通安全施設整備費	57,000
		道路改良費	579,000
		第一種改良費	120,000
		緊急地方道路整備事業費	701,000
	3 河川海岸費	広域河川改修費	214,000
		都市河川改修費	224,000
		有明高潮対策事業費	54,000

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		堰堤改良費	50,000
		住宅宅地関連河川改修費	50,000
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	70,000
		河川災害復旧等関連緊急事業費	110,000
		河川総合流域防災事業費	40,000
		通常砂防事業費	53,000
		地すべり対策事業費	101,000
		急傾斜地崩壊対策事業費	16,000
		砂防総合流域防災事業費	80,000
		海岸高潮対策事業費	84,000
	4 港湾費	港湾局部改良事業費	105,000
		港湾整備事業費	30,000
	5 都市計画費	街路緊急地方道路整備事業費	448,440
		都市公園施設費	223,462

6 住 宅 費

公 営 住 宅 建 設 費

55,997

平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ433,853千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,083,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成19年12月20日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,499,615	314,575	3,814,190
	7 繰越金		314,575	314,575
3 宝満川流域下水道 事業費収入		1,411,383	94,661	1,506,044
	7 繰越金		94,661	94,661
4 宝満川上流流域下水道 事業費収入		377,505	24,617	402,122
	6 繰越金		24,617	24,617
歳 入 合 計		<b>25,649,657</b>	<b>433,853</b>	<b>26,083,510</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 多々良川流域下水道 事業費		3,499,615	314,575	3,814,190
	1 多々良川流域下水道 事業費	3,499,615	314,575	3,814,190

3	宝 満 川 流 域 下 水 道 費 事 業		1,411,383	94,661	1,506,044
		1	宝 満 川 流 域 下 水 道 費 事 業	1,411,383	94,661
4	宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 費 事 業		377,505	24,617	402,122
		1	宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 費 事 業	377,505	24,617
<b>歳 出 合 計</b>			<b>25,649,657</b>	<b>433,853</b>	<b>26,083,510</b>

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 御笠川那珂川流域 下水道事業費	1 御笠川那珂川流域 下水道事業費	御笠川那珂川流域下水道建設費	45,966
3 宝満川流域 下水道事業費	1 宝満川流域 下水道事業費	宝満川流域下水道建設費	15,500
5 筑後川中流右岸流域 下水道事業費	1 筑後川中流右岸流域 下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費	29,542
7 矢部川流域 下水道事業費	1 矢部川流域 下水道事業費	矢部川流域下水道建設費	22,600
8 遠賀川中流流域 下水道事業費	1 遠賀川中流流域 下水道事業費	遠賀川中流流域下水道建設費	70,700



平成19年度福岡県一般会計補正予算（第2号）

平成19年度福岡県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,934 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,532,889,045 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成19年12月20日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 使用料及び手数料		17,959,091	△ 47,929	17,911,162
	2 手数料	8,798,964	△ 47,929	8,751,035
9 国庫支出金		177,924,599	△ 444,339	177,480,260
	1 国庫負担金	94,577,976	△ 441,627	94,136,349
	2 国庫補助金	79,321,201	△ 1,602	79,319,599
	3 委託金	4,025,422	△ 1,110	4,024,312
13 繰越金		139,990	556,918	696,908
	1 繰越金	139,990	556,918	696,908
14 諸収入		101,939,043	△ 28,716	101,910,327
	5 受託事業収入	5,631,674	△ 10,105	5,621,569
	8 雑収入	7,165,737	△ 18,611	7,147,126
歳入合計		<b>1,532,853,111</b>	<b>35,934</b>	<b>1,532,889,045</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		2,915,362	△ 2,828	2,912,534
	1 議 会 費	2,915,362	△ 2,828	2,912,534
2 総 務 費		68,007,466	△ 171,168	67,836,298
	1 総 務 管 理 費	28,360,531	△ 218,910	28,141,621
	2 企 画 費	10,843,468	2,671	10,846,139
	3 徴 税 費	17,879,467	13,337	17,892,804
	4 市 町 村 振 興 費	4,516,318	31,799	4,548,117
	5 選 挙 費	3,582,321	1,432	3,583,753
	6 防 災 費	1,093,549	6,880	1,100,429
	7 統 計 調 査 費	1,029,921	5,598	1,035,519
	8 人 事 委 員 会 費	282,477	△ 465	282,012
	9 監 査 委 員 費	419,414	△ 13,510	405,904
3 保 健 福 祉 費		252,279,547	16,258	252,295,805

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健福祉管理費	61,525,783	△ 281,285	61,244,498
	2 高齢者福祉費	44,753,583	△ 8,194	44,745,389
	3 児童家庭費	26,451,203	99,801	26,551,004
	4 障害者福祉費	23,583,126	5,308	23,588,434
	5 健康対策費	9,947,589	△ 13,463	9,934,126
	6 生活衛生費	1,060,825	1,250	1,062,075
	7 医薬費	3,297,474	10,645	3,308,119
	8 監査保護費	31,162,751	176,404	31,339,155
	9 社会福祉費	50,497,213	25,792	50,523,005
4 環境費		4,428,559	8,902	4,437,461
	1 環境費	4,428,559	8,902	4,437,461
5 生活労働費		8,863,412	△ 36,488	8,826,924
	1 県民生活費	3,824,236	2,366	3,826,602
	2 労政費	1,650,955	12,802	1,663,757

	3 職業訓練費	2,892,653	△	53,859	2,838,794
	5 労働委員会費	287,469		2,181	289,650
6 農林水産業費		70,815,491		13,982	70,829,473
	1 農業費	14,581,316	△	40,465	14,540,851
	2 畜産業費	1,780,578	△	6,057	1,774,521
	3 農地費	31,110,864		92,668	31,203,532
	4 林業費	12,926,866	△	37,670	12,889,196
	5 水産業費	10,415,867		5,506	10,421,373
7 商工費		71,816,242	△	50,512	71,765,730
	1 商業費	65,252,007		12,252	65,264,259
	2 工鉱業費	6,301,168	△	63,433	6,237,735
	3 観光費	263,067		669	263,736
8 土木費		168,285,827		51,949	168,337,776
	1 土木管理費	18,327,733		32,355	18,360,088
	2 道路橋りょう費	73,039,756		8,112	73,047,868

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川海岸費	39,141,799	25,709	39,167,508
	4 港湾費	4,582,319	20,155	4,602,474
	5 都市計画費	22,306,802	△ 29,258	22,277,544
	6 住宅費	9,355,740	△ 5,124	9,350,616
9 警察費		134,626,113	442,256	135,068,369
	1 警察管理費	131,030,733	442,256	131,472,989
10 教育費		400,615,422	△ 236,417	400,379,005
	1 教育総務費	33,129,034	△ 90,450	33,038,584
	2 小学校費	143,868,750	△ 321,370	143,547,380
	3 中学校費	83,530,655	△ 326,199	83,204,456
	4 高等学校費	70,253,613	386,139	70,639,752
	5 特別支援学校費	26,883,387	157,934	27,041,321
	6 社会教育費	4,721,116	△ 66,385	4,654,731
	7 保健体育費	1,456,656	23,759	1,480,415

	8 大 学 費	4,045,934	155	4,046,089
歳 出	合 計	1,532,853,111	35,934	1,532,889,045

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）